## 議案第1号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

### 提案理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年君津市条例第14号)の一部を改正しようとするものである。

# 君津市条例第 号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年君津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

現行

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

- 第4条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業 者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」とい う。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該 各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づ き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
  - (1) 省略
  - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
  - イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額
  - ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

- 第4条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
  - (1) 省略
  - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
    - イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額
    - ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当

該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6 項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選 挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部 分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当 該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)

#### ハ省略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で

該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6 項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選 挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部 分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当 該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限 る。)

#### ハ省略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 君津市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭 に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で

除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。